

ハイライト:

- ・民間投資活性化等のための税制改正大綱を解説します！
- ・賞与支払届の提出を忘れずに！

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
「民間投資活性化等のための税制改正大綱」について	1
賞与支払届の提出をお忘れなく	2

今年もあとわずかとなり、年末のせわしなさを感じる時期となりました。

今号は、平成25年10月1日に政府から公表された「民間投資活性化等のための税制改正大綱」について、取り上げました。消費税率引き上げに対応した減税措置が主な内容となっています。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



### 「民間投資活性化等のための税制改正大綱」について

平成25年10月1日、消費税率が平成26年4月より現行の5%から8%へと引き上げられることが正式に決定されました。同時に、消費税率引き上げに伴う需要の反動減及び景気の下振れを緩和するため、減税施策をおりこんだ「民間投資活性化等のための税制改正大綱」が公表されました。

今回は、この「民間投資活性化等のための税制改正大綱」から主な施策を紹介致します。

#### 所得拡大促進税制の拡充 (^\_^)

平成25年度税制改正で創設された所得拡大促進税制について、適用要件の見直しを行った上で、2年間適用期間の延長を行うことが予定されています。下表の下線部分が改正事項です。

改正事項については、平成26年4月1日以後に開始する事業年度からの適用となりますが、例えば3月決算法人で、平成26年3月期において改正前の要件は満たしていないが、改正後の緩和された要件を全て満たす場合には、平成27年3月期において改正後の制度を適用する際、平成26年3月期の分も加えて税額控除を受けることが可能という経過措置が置かれました。

適用要件	基準事業年度の給与等支給額と比較して <u>2~5%</u> <sup>1</sup> 以上給与等支給額が増加 給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと <u>平均給与等支給額</u> <sup>2</sup> が前事業年度の平均給与等支給額を <u>上回る</u> こと
税額控除	法人税額の10%を限度とし、給与等の支給増加額の10% (中小企業等は20%)
国内雇用者	法人の使用人(法人役員及びその役員の特殊関係者を除く。)のうち国内事業所に勤務する者
給与等支給額	各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額
基準事業年度	平成25年4月1日以後最初に開始する各事業年度の直前の事業年度

1 H27/4/1前開始の適用事業年度は2%以上、H27/4/1～H28/3/31に開始する適用事業年度は3%以上、H28/4/1～H30/3/31に開始する適用事業年度は5%以上へと要件緩和。

2 雇用保険の被保険者のみ対象となります。ただし退職者・再雇用者・新卒採用者は除きます。

## 生産性向上設備投資促進税制の創設 (^\_^)

青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法(12月4日成立)の施行日から平成29年3月31日までの間に生産等設備\*1を構成する、生産性向上設備等\*2のうち一定の規模以上のものを取得等して、国内の事業の用に供した場合には、**その取得価額の50%(建物及び構築物については25%)の特別償却**とその**取得価額の4%(建物及び構築物については2%)の税額控除(法人税額の2割が限度)**との**選択適用**が可能になります。ただし、平成28年3月31日までの間に取得等したのものについては、**即時償却とその取得価額の5%(建物および構築物については3%)の税額控除との選択適用**が可能です。

\*1 事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいいます。本店・寄宿舍等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は該当しません。

\*2 先端設備及び生産ラインやオペレーションの改善に資する設備\*3として産業競争力強化法に規定するものをいい、先端設備とは、下記の機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備及びソフトウェアです。

\*3 生産性の向上にかかる要件を満たすことにつき経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物および附属設備、構築物、ソフトウェアをいいます。

	設備要件	最新モデル要件*4	生産性要件	取得価額
機械装置	限定なし	10年以内	旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの	160万円以上/台
工具	ロール	4年以内		120万円以上/台または1台が30万円以上で1事業年度の合計額が120万円以上
器具備品	・冷房または暖房機器 ・電気冷蔵庫 ・電子計算機(サーバーに限定) 他	6年以内		1つが120万円以上
建物	断熱材及び断熱窓	14年以内		1つが120万円以上又は1つが60万円以上で1事業年度の合計額が120万円以上
建物附属設備	電気設備(うちその他のもの)、昇降機設備 他			1つが70万円以上又は1つが30万円以上で一事業年度の合計額が70万円以上
ソフトウェア	設備稼働状況等に係る情報収集機能等を有するもの	5年以内	なし	

4 上記期間内に販売開始されたもので、最も新しいモデルであることが要件。

### その他

上記以外にも、事業再編促進税制やベンチャー投資促進税制等、一定の準備金の積立を認める制度も予定されています。

**通常の平成26年度税制改正大綱は12月12日に決定されました！**

復興特別法人税の1年前倒しが記載されています。詳細は次号で解説致します。

ホームページもご覧ください

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

## 賞与支払届の提出をお忘れ無く

賞与の支払日から5日以内に「被保険者賞与支払届」を日本年金機構に提出することになっています(健保組合加入の場合には健保組合へも)。

提出を忘れなく行ってください。

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

**税理士法人 舞  
中村公認会計士事務所**

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)